

新型コロナウイルス感染症対策中における避難所の対応について(案)

1. 背景

令和2年4月、内閣府から「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」通知があり、緊急事態宣言下における避難所開設時の感染症対策について、可能な限り多くの避難所を開設するなど万全を期すことが示された。また、昨年11月大阪府が西除川・東除川の想定最大降雨による洪水浸水想定の見直しを行い、避難対象範囲が拡大した為、発災時の避難者増加が見込まれる。

2. 現状と課題

風水害や地震における被害想定では、避難者一人当たりの必要面積を1.6㎡で計算しているが、新型コロナウイルスによる感染を防止するためには3つの密を避けるために必要な避難スペースの確保が喫緊の課題である。

3. 対応方針

1)ハード対策

①避難者一人当たりの避難スペースについて

国が推奨する「避難所における感染対策マニュアル」に記載されている事項等を参考に、避難者間の距離を十分に考慮した避難スペースを確保する。

②避難場所の確保

●風水害

避難者の状況に応じて避難所を順次追加していくことで避難スペースを確保する。

- ・地震時に開設する避難所を追加で開設する。※開設には施設管理者等の協力が必要
- ・指定避難所以外の公共施設（文化ホールや図書館等）を**二次的避難所**として開設する。
※二次的避難所とは：避難所における避難者の状況に応じて順に開設する避難所を言う。
- ・防災協定に基づきホテル協会の加盟ホテルに協力を得て避難者の受入を行う。

●地震

- ・上記の対応に加え、避難所が過密状態になることを防ぐため可能な場合は親戚や友人の家へ避難を検討していただくと共に「耐震性の高い建物の場合は自宅で避難する」など各戸のリスクに応じて適切に避難行動をとる「**在宅避難**」の考え方を市民の皆様へ周知していく。

被害想定 (人)	開設 避難所数	施設の属性	収容可能人数(人)		
			体育館	教室	合計(人)
風水害 85,000	108	小学校等 (一部中学校)	29,000	58,000	87,000
地震 139,000	161	小中学校や一部高校 及び指定管理施設	82,000	80,000	162,000

※参考：過去の災害（風水害）における**最大避難者数の値は、平成30年台風24号における1,200人**である。

③避難者の移送方法

避難所における過密を防ぐために、指定避難所から二次的避難所への移送のほか、指定避難所間における避難者の移送について、防災協定に基づき大阪バス協会加盟バス会社の協力により行う。

2)ソフト対策

①避難所における衛生環境の確保に係る備蓄拡充


マスク、消毒液、体温計、家庭用塩素系漂白剤などを配備する。

②避難所運営マニュアル等の改定

避難所開設時の検温・マスク配布（※感染評価用紙で避難者の健康状態把握⇒トリアージ）を行う。感染者は事前に把握しており医療機関で避難する。感染不明でも何らかの症状が確認される方は施設内隔離で対応する。各避難所へ保健師を巡回する。など詳細の検討を行っていく。

新型コロナウイルス感染症への対応時における避難所開設について(シミュレーション)

1. 発生する状況と対応

		地震				風水害			
時間 (経過)	事象	平常時		テレワーク実施時		平常時		テレワーク実施時	
		業務 時間中	時間外	業務 時間中	時間外	業務 時間中	時間外	業務 時間中	時間外
—	災害発生状況の把握と開設判断	震度6以上で自動開設							
	避難所開設の指示伝達方法	職員招集システムで通知							
0.5 時間	避難所へ出発	職場 ↓ 避難所へ	自宅 ↓ 避難所へ	職場・自宅 ↓ 避難所	自宅 ↓ 避難所へ	職場 ↓ 避難所へ	自宅 ↓ 避難所へ	職場・自宅 ↓ 避難所	自宅 ↓ 避難所へ
		地震時選定職員以外は区役所へ参集						在宅勤務者の居住地により平常業務に影響する。	
1 時間	避難所開設	開設							
1.5 時間		受付開始							
3 時間	直近参集職員配置	各区役所から避難所へ順次職員を配置							
4 時間		避難者数把握 (※避難所での過密が発生する場合)							
									
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">隣接避難所への分散避難等による3蜜を回避する</div>							
									
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">地震時の指定避難所や二次的避難所を順次開設</div>							

※テレワーク実施時には、各局各区で既に設定している災害時のBCPと異なり、避難所開設と通常業務を同時に実施していく必要がある。このため各局各区は業務を継続できるよう、適宜在宅勤務者を出動させる等の対応が必要となることを危機管理室より文書で通知する。